

あすてっぷ coworking Wi-Fi 利用規約

この規約は、神戸市が運営する「あすてっぷ coworking」(以下「coworking」という。)において提供する Wi-Fi の利用について、必要な事項を定めるものである。

1. Wi-Fi の概要と設置目的

- (1) coworking 利用者が施設内で仕事または就職の準備活動等を行うため、利用者が持参するパソコン、タブレット端末、スマートフォンなど(以下「パソコン等」という。)から、無線によりインターネットを利用できる環境を提供する。
- (2) coworking の設置目的に反する利用が認められた場合は、Wi-Fi の提供を中断し、又は利用者にその利用を中止するよう求めることがある。

2. Wi-Fi の利用方法

- (1) 利用の際は、coworking 内に掲示する接続情報をパソコン等に設定の上、利用すること。利用料は無料とする。
- (2) 多くの利用者が快適に利用できるよう、大容量データを長時間ダウンロードするなどは控えること。

3. Wi-Fi の利用時間及び場所

- (1) Wi-Fi は、原則として coworking の開館時間に coworking 内でのみ利用できるものとする。ただし、Wi-Fi やインターネットへのアクセス状況などによって、通信の途絶や遅延が発生することがある。
- (2) Wi-Fi の機器の点検などため、利用時間を変更し、又は停止することがある。

4. Wi-Fi の利用上の注意事項

- (1) Wi-Fi の接続に係る利用者のパソコン等の機器の設定は、利用者が行うものとする。
- (2) パソコン等のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、利用者自身で行うこと。
- (3) 「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」その他関係法令等を遵守すること。
- (4) 次のような行為は絶対に行わないこと。なお、これらの行為によって他者に損害を生じさせた場合は、その行為者の責任と費用負担で解決するものとし、Wi-Fi の提供者である神戸市は一切の責任を負わないものとする。
 - ・他者の著作権やその他の権利侵害、プライバシー侵害、誹謗中傷など公序良俗に反する行為又は犯罪的行為、そのおそれのある行為
 - ・Wi-Fi の設置目的に反する行為
 - ・これらのほか、法令に違反し又は違反するおそれのある行為

5. 免責等

- (1) 神戸市は、Wi-Fi のサービスの内容及び利用者が Wi-Fi を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。
- (2) 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- (3) Wi-Fi サービスの利用によって発生した以下の事象等について、神戸市は一切責任を負わないものとする。
 - ・Wi-Fi サービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止、利用者が Wi-Fi サービスを通じて登録、提供もしくは収集された情報の消失、利用者のパソコン等のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他無線 LAN に関連して発生した利用者の損害
 - ・パソコン等の機種、基本ソフトウェア、Web ブラウザ等によって、Wi-Fi を利用できない場合。
 - ・利用者が Wi-Fi を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等
- (4) 神戸市は、Wi-Fi の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録したり、特定の Web サイトへの接続を制限したりすることができるものとする。

6. 利用条件の承諾

Wi-Fi の利用者は、この利用規約に示す利用条件を承諾したものとみなす。

7. 本規約の変更

神戸市は、利用者の承認を得ることなく、この規約を変更することができるものとする。

附則

令和 6 年 8 月 1 日 神戸市男女共同参画センター決定